

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



償却資産(固定資産税)の申告について

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物(駐車場の舗装・塀・看板等)、機械および装置(旋盤・電気設備等)、工具・器具および備品(パソコン・机・陳列棚等)などの事業用資産です。これらの資産を所有している方は、令和5年1月1日現在の所有状況を、償却資産申告書にて1月31

日(火)までに役場税務課へ提出してください。

ご提出いただく償却資産申告書には、マイナンバーの記入が必要となりますので、個人番号12桁または法人番号13桁をご記入ください。

問合せ先 役場 税務課  
内線178・179

要介護認定高齢者の方へ「障害者控除対象者認定書」を発送します

本人または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や町民税・県民税の所得控除を受けることができます。また、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で介護保険の認定状況によって一定以上の障害があると認められる場合は、障害者控除の対象となります。

町では、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、認定基準日に次の全ての要件を満たす方に対し、確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を1月下旬に発送を予定しています。

障害者控除対象者・特別障害者控除対象者認定基準表

障害者	①知的障害者(軽度・中度)に準ずるもの	要介護1、要介護2または要介護3かつ認知症高齢者自立度Ⅱ a以上の方
	②身体障害者(3級～6級)に準ずるもの	要介護1、要介護2または要介護3かつ障害高齢者自立度A以上の方
特別障害者	①知的障害者(重度)に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ認知症高齢者自立度Ⅲ a以上の方
	②身体障害者(1級～2級)に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ障害者高齢者自立度B以上の方
	③ねたきり老人	要介護4または要介護5かつ障害高齢者自立度Cの状態が6カ月以上継続する方

※障害高齢者自立度および認知症高齢者自立度は、原則として認定調査結果の日常生活自立度による

対象

65歳以上の方で、要介護1から5のいずれかの認定を受けている方  
介護保険の認定調査票での日常生活自立度の判定が、一定基準である方

※ただし、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、その等級により同等の控除が受けられる場合は対象外となります。

**認定基準日** 所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効な要介護認定時の認定調査票をもとに認定します。  
※対象の方が年の途中で死亡された場合は、その死亡日を基準日とします。

問合せ先 役場 民生課  
内線115・158

個人事業者の方の所得税・消費税確定申告相談

商工会では、中小企業の事業主の方を対象に、所得税確定申告・消費税確定申告の個別指導相談会を次の日程で開催します。

申告期限間近になると大変込み合いますので、できるだけ早い機会にお出掛けください。

また、記帳でお悩みの方、新しく記帳を始める方、記帳について相談したい方、白色申告の方、アパートや駐車場などの不動産

## 町税はスマートフォン決済で!

町税(町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税)は、スマートフォン決済でも納付ができます。詳しい利用方法や注意事項は町ホームページをご覧ください。

○利用できるスマートフォン決済アプリ

LINEPay・PayPay・PayB  
auPAY・FamiPay



町ホームページ

**問合せ先** 役場 収納課 内線120



貸付を営み、記帳でお悩みの方もこの機会にご相談ください。  
**とき** 2月20日(月)・24日(金)  
午前9時30分～午後3時  
**ところ** 商工会館 講習会等研修室  
**問合せ先** 商工会  
☎(442)4511

# 20歳になったら国民年金

20歳になった方には、日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせします。

※厚生年金または共済年金に加入している方を除きます。

20歳になってからおおむね2週間以内に、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」等が送付されます。



## 保険料の免除(納付猶予)制度

### ●学生納付特例制度

親の負担が過大にならないように、学生本人の前年の所得金額が128万円以下であるときは、保険料の納付が猶予される制度があります。

### ●納付猶予制度

所得が少ない50歳未満(学生を除く)の方が、将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度があります。

※学生納付特例期間や納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。

※学生納付特例期間中や納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取れない場合があります。

## 保険料の納付について

令和4年度の保険料額

月額 16,590円

「国民年金加入のお知らせ」に同封されている納付書で保険料を納めてください。保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

**問合せ先** 中村年金事務所 ☎(453)7200  
役場 住民課 内線121